

解体補助金交付に係る特定空き家等認定方法

補助金交付に係る特定空き家等の認定方法については、所有者等が解体する意思があり、早期に管理不全な空き家の除却が図られることから、審議会からの意見聴取を省略し、認定基準に基づき認定することとしたい。

解体等の対応が見込めない特定空き家等の認定については、これまでどおり審議会からの意見を聴取し認定する。

なお、補助金交付のため特定空き家等に認定した案件については、認定後に開催される審議会で、報告することとする。

【解体補助金交付に係る特定空き家等認定方法】

